

— 札幌編 —

下請取引適正化推進 シンポジウム2018

～中小企業の公正な取引環境
の実現に向けて～

まずは知ること。 適正な取引はそこから始まる。

中小企業庁は「下請取引適正化推進シンポジウム2018」を全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)で開催した。
下請法に詳しい弁護士や親事業者が登壇し、下請取引の適正化に向けた取り組みを紹介した。

公正取引の確保は親事業者の 競争力向上につながる



札幌会場 11月21日 ACU札幌 ACU-A (アスティ45)の様子



ただしあき
日比谷総合法律事務所 弁護士 多田 敏明氏

下請法は典型的に優越的地位の乱用が生じやすい取引において、下請業者を保護するために制定された。定型的な禁止行為を定め、60年以上にわたり執行されているが、違反件数は増えており、2017年度の文書指導は中小企業庁で7500件超に上っている。最近の下請法違反は「うっかり型」が多い。うっかりで間違え

ないように、減額、受領拒否、返品、買ったたきなど事例を運用基準に141に増やす改定を行い、注意を呼び掛けている。書面調査への積極的対応やコンプライアンス(法令順守)体制の構築が重要だ。公正な下請取引の確保は下請事業者の持続的発展を促進し、親事業者自身の競争力向上につながるとの意識を持ってほしい。

トップ主導で コンプライアンスを徹底

内田洋行 経営管理統括グループ 法務部 法務課長
きたやま なおみ
北山 尚美氏



当社は社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、加えて下請法の順守を含む「内田洋行グループ行動規範」を制定。グループ役員・全社員への意識付けを徹底している。内部通報制度も設けた。

法令順守に対するトップの本気を示す機会として、毎年12月1日を「コンプライアンスデー」に制定。グループ役員・全社員に向けて社長の強いメッセージを発信している。グループ役員・全社員が受講するコンプライアンス研修(eラーニング)では、単に知識を教えるのではなく、具体的な案件を想定。商談から見積り、契約、履行、保守に至る各段階で問題を出すことで気付きを促す。適正取引に努めることが、適切な利益を得ることにつながることを実感させることがポイントだ。

下請事業者と下請法に関する研修会なども実施している。今後ともPDCAサイクルを地道に回しながら適正取引に努めたい。

調達の一元化と順守体制の 強化に注力

パナソニック グローバル調達社 法務部長
きしもと まさひろ
岸本 雅弘氏

当社は調達改革に取り組んできた。本社にグローバル調達社を設置し、全社の調達の一元化を進め、業務の効率化や収益力の改善を図るとともに下請法順守の取り組みでは、下請法順守委員会を再整備。法務と調達の責任者が事務局を務め、下請取引にかかわる部門のガバナンスを強化し、内部監査の刷新も図っている。

調達職能の社員向けの教育では下請法を必須科目に設定。導入から基礎、実践まで段階的に教育を実施している。全社員向けにはコンプライアンス・プログラムの基本メニューとして下請法eラーニングを導入。下請法FAQに対応した人工知能(AI)ツールも活用している。

下請法の運用強化を受けて、役員連達による周知徹底を実施した。下請代金の現金化、支払いサイトの短縮に取り組んでいる。金型に「QRコード」を貼付し、2年非稼働の貸与金型の引き揚げもルーチン化した。



サプライチェーン全体での 取引条件改善を促す

中小企業庁 取引課 課長補佐
まつやま たいき
松山 大貴氏

企業収益は改善傾向にあるが、中小製造業の収益は低迷している。取引上の問題への懸念から、まず実態把握の調査を実施したところ、下請中小企業からは一方的な値引き要請を受けた、手形支払いが多く資金繰りが厳しいなどの声が上がった。

そこで2016年9月、「未来志向型」の取引慣行に向けて(世耕プラン)という計画を策定。重点課題として、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払い条件の改善に取り組んだ。

これらの課題への取り組みについて、産業界に自主行動計画を策定いただき、現在、12業種、30団体が策定している。取り組みが進んでいるかどうかのフォローアップも各団体自らしていただく。中小企業庁が設置している下請Gメンによるヒアリングと併せて、取引条件の改善を進める方針だ。

新たに課題として浮上してきた大企業間の支払い条件の改善、金型代金の分割支払い改善、働き方改革への対応なども進めている。



企業の取り組み事例 五十音順

カカココム

発注を検証・承認 ミス防ぐ体制築く

事業部が発注する際、関連部門の承認を得なければならない体制を敷いた。まず契約書や発注書面を法務部が検証。検証済みの契約書を稟議(りんぎ)に回し、取締役の承認を得て経理部に発注申請を行う。発注するには経理部の承認も必要だ。取引先には請求書に成果物受取日の記載を依頼し、支払い遅延を防いでいる。

凸版印刷

営業の直接発注禁止 システムで違反防ぐ

営業による直接発注を禁止し、特定部門だけが発注できる体制を敷いた。全社共通の発注システムを構築し、発注書の記入漏れや事後発行を防止。納品書管理を徹底して支払い遅延を防ぐ。有償で原材料を支給するケースにも対応できるようにシステムを改修。取引先の納品書発行などを支援するシステムの無償提供も始めた。

日立製作所

業界全体で取引条件改善の 取り組み進む

調達部門が下請取引を集中管理する。下請法順守のため各事業所の調達システムに下請取引対象品を自動識別する機能などを搭載。支払い遅延を防ぐ仮締め制度も導入した。業界全体でも支払いの現金化など取引条件改善を進めている。当社も自主行動計画に基づき、最近では下請事業者の事業承継を支援する取り組みも始めた。

ファンケル

取引先の声を聞き 共存共栄を目指す

総務部内の購買グループが価格や取引条件を交渉・決定し、各部門はそれに基づいて発注書を交付する。コンプライアンス手帳を全社員に配布し、研修では実例を中心に引き上げて当事者意識を醸成。取引先アンケートなどを通じて下請事業者の要望を聞き、不要な貸与金型の廃棄や価格改定、納期調整にも適宜対応している。



本特集の東京・大阪・名古屋・福岡編は中小企業庁のサイトでご覧いただけます。

下請Gメン

中小企業をイジめる取引は見逃しません。秘密厳守でお話を伺います。
下請かけこみ寺では、取引上のトラブルや消費税の転嫁等にかかわる相談にも応じます。

秘密
厳守

ヒアリングの
ご要望は

「下請Gメン」の
詳細は

中小企業庁取引課
☎03-3501-3649

(受付時間)平日9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く)携帯電話・PHSからもご利用になれます。

下請Gメン

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm

検索